

# 公益社団法人 日本食品科学工学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本食品科学工学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食品科学工学に関する研究の発表、連絡、連携及び促進をはかり、あわせて研究成果の普及、情報の提供を行い、もって科学、技術、文化の発展と国民の食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術講演会、研究会等の開催
- (2) 会誌及び図書の刊行
- (3) 食品科学工学に関する研究業績の表彰
- (4) 食品科学工学関連分野の研究者及び技術者の連携の強化
- (5) 食品科学工学に関する調査、情報の収集及び分析
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 通常会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人、法人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功績のあった者又は学識経験者であって、理事会の議を経て社員総会（以下「総会」と言う。）において推薦された者
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した者であって、大学またはこれに準ずる学校に在籍する学生
- (5) 海外会員 この法人の目的に賛同して入会した者であって、我が国の国籍を有せず海外に居住する個人

2. この法人の社員は、概ね通常会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と言う。）上の社員とする。（端数の取扱いについては理事会で定める。）

3. 代議員を選出するため、通常会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代議員は、通常会員の中から選ばれることを要する。通常会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5. 第3項の代議員選挙において、通常会員は他の通常会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6. 第3項の代議員選挙は2年に1度、1月末までに実施することとし、代議員の任期は、同年の4月1日から2年後の3月末日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員は当該代議員選挙の次点とする。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8. 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該代議員選挙を実施した年の4月1日から2年後の3月末日までとする。

9. 通常会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
10. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての通常会員の同意がなければ、免除することができない。

#### （会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。

- 2. 会長は、前項の承認を受けたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

#### （経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2. 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

#### （任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### （除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### （会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 総代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第 4 章 総会

#### （構成）

第 11 条 総会はすべての代議員をもって構成する。

- 2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### （権限）

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併又は解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

#### （開催）

第 13 条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するときは、会長は総会開催の2週間前までに、代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会による議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併又は解散
  - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面もしくは電磁的方法による議決権の行使または委任)

第18条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議案について、書面もしくは電磁的方法で議決し、または他の代議員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、書面議決者または議決者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した代議員の中から選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上28名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
3. 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち15名以内を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長並びに専務理事を含む業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長と共にこの法人を代表する。ただし、その職務は会長を補佐することとする。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長を代行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の事務局を掌理する。
5. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
6. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2. 顧問及び参与は、次の職務を行う。
  - (1) 顧問は本会運営上の重要事項について、会長の相談に応ずること
  - (2) 参与は理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事、その他の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 34 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会の決議を得て総会が定めるものとする。

2. 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 40 条 この法人は、総会の決議により、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 支部及び委員会、事務局

(支部の設置等)

第44条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、支部及び委員会をおくことができる。

2. 支部及び委員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

3. 重要な使用人は、会長が理事会の決議を得て任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は、(会長)西成勝好、(副会長)北島直文、(副会長)石井茂孝とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

第20条一部改正 平成26年3月31日第1回定時社員総会

決議

(改正箇所は下線部)

改正前	改正後
第20条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>15名以上20名以内</u> (2) 監事2名以内 2. 理事の内1名を会長、2名を副会長とする。 3. 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。 4. 代表理事以外の理事のうち <u>12名</u> を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事とする。	第20条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>18名以上28名以内</u> (2) 監事2名以内 2. 理事の内1名を会長、2名を副会長とする。 3. 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。 4. 代表理事以外の理事のうち <u>15名以内</u> を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事とする。

決議

(改正箇所は下線部)

改正前	改正後
<p>(議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した<u>理事及び監事</u>は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した<u>代表理事及び監事</u>は、前項の議事録に記名押印する。</p>